

氏名(本籍)	新 ^{しん} ヶ ^が 江 ^え 章 ^{あき} 友 ^{とも} (佐賀県)		
学位の種類	博士(学術)		
学位記番号	博甲第4181号		
学位授与年月日	平成18年12月31日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人文社会科学研究科		
学位論文題目	日本における「男性同性愛者」の主体化とその経験 - HIV/AIDS とともに生きる時代を背景とした分析 -		
主査	筑波大学助教授	Ph. D. (文学)	竹谷悦子
副査	筑波大学教授	Dr. Phil (文学)	畔上泰治
副査	筑波大学助教授		中田元子

論文の内容の要旨

本論文は、日本における「男性と性行為を行う男性 (MSM: Men who have Sex with Men)」の身体実践に注目しながら、1981年以降に発生したエイズの世界的流行に伴い、日本でHIV/AIDSをめぐる言説がどのように構築され、またその言説実践との関わりにおいて「男性同性愛者」という主体がどのように形成されていったのかを、広範な資料分析ならびにフィールドワークを通じて批判的に考察するものである。従来のセクシュアリティ研究における言説分析の手法に加え、その手法からすり抜けてしまう言説実践を生きる人々の「経験」に注目し、これを丹念なインタビュー調査を通して明らかにする。これにより、日本におけるHIV/AIDS感染が、公衆衛生の予防介入にもかかわらず(あるいは、それゆえに)、様々な人々の日常の実践によって広がっていったメカニズムを解明する。

第一章「MSMをめぐるHIV/AIDS研究と人文・社会科学」では、2006年現在までのHIV/AIDSに関する人文・社会科学の分野における主な先行研究を、二つの系譜に分類・整理する。一つは、民族誌的知識を利用しながら応用的にHIV/AIDSの予防啓発や予防介入の現場に役立てていこうとする「医療人類学 (Medical Anthropology)」と呼ばれる系譜であり、もう一つは、HIV/AIDSをめぐる医療政策や研究の政治性やそれらが孕む権力関係を批判的に検証する「医療の人類学 (Anthropology of Medicine)」と著者が名付ける研究の系譜である。この章では、この二つの系譜を踏まえうえて本研究の位置づけを確認し、HIV/AIDS研究を行うための新たな方法論の提案を試みる。

第二章「日本におけるHIV/AIDSの言説とMSMの表象」では、1980年代初頭のHIV/AIDS言説の構築において、日本のMSMがどのように表象され、また彼らがこの疾患の社会的問題をどのように経験するようになっていったかを、膨大な「厚生省HIV関連資料」および新聞、週刊誌、ゲイ雑誌などの分析により解明する。アメリカ人ゲイ男性や外国人女性や売春婦をはじめとする女性がリスク・グループとして表象されていったのに対し、日本のMSMが言説のなかに登場してくることはほとんどなかった。しかし、その一方で彼らは、アメリカの「ゲイ男性」との近似性のなかに自らの主体化の契機を見ていたことを、本章は明らかにする。

第三章「HIV感染不安の身体」では、メディアがエイズを「同性愛者」の病気として報道したことをきっかけに、日本のMSMのあいだで起きた小さなパニックを取り上げ、彼らがHIVへの感染不安からHIV抗

体検査を受け、「同性愛」に政治的な意味を付与していったプロセスを詳細に考察する。著者によれば、こうした身体的感染不安により、「男性同性愛者」という主体が立ち上げられていったという。この主体は、後に HIV/AIDS 政策にとって決定的な介入の対象になっていくが、その一方で生=権力と連携した国家の公衆衛生政策と結託し、HIV/AIDS の予防実践を積極的に行う「責任の主体」へと変貌していった。最終的にこの章ではエイズ政策の介入の対象であると同時に「協働」の担い手となっていく「ゲイ・コミュニティ」の生成について、批判的な立場から問題提起を行う。

第四章「グローバル化する HIV/AIDS と日本の MSM」では、HIV/AIDS の流行を契機とした「男性同性愛者」という主体の形成過程を、グローバリゼーションの文脈のなかで検討する。オーストラリアから輸入された「コミュニティ・エンパワーメント」の理論に則った日本での予防介入プログラム、ならびに公衆衛生化された「ゲイ・コミュニティ」の限界を指摘する。「ゲイ・コミュニティ」の概念や「男性同性愛者」という主体の問題は、西洋から移入された文化の一つであり、これを基盤にしたプログラムを全世界に根付かせることで HIV/AIDS の広がりや抑制するという政策が可能／有効であるのかを問う。

第五章「HIV/AIDS をめぐる『正しい知識』と予防実践の乖離」では、MSM がいわゆる HIV/AIDS に関する「正しい知識」をもっているにもかかわらず、その知識がなぜ予防実践に結びつかないのかという、公衆衛生プログラムの核心に常にあった「問い」を検証する。そしてこの「問い」を支える前提そのもの—経験主義的な「健康信念モデル」—が公衆衛生プログラムを挫折させる最大の問題点であったことを明らかにする。さらに、HIV/AIDS の予防啓発において言われる「正しい知識」とはいかなる種類の知識であるのかを論じたうえで、その「正しい知識」と日本の MSM の性的実践の関係を分析し、「正しい知識」に対峙する HIV/AIDS をめぐる「実践知」の共有の重要性を提示する。

第六章「HIV/AIDS とともに生きる実践」では、HIV に実際に感染した MSM による「語り」をフィールドワークにより収集し、彼らの HIV/AIDS をめぐる知の実践と経験を分析する。HIV に感染することにより、しばしば MSM の「同性愛者」というアイデンティティが固定化されてしまうが、このように強制される二重のアイデンティティ—「HIV 感染者」／「男性同性愛者」像—からどのように逃れ、そしてそれを攪乱することができるのか、つまり HIV/AIDS とともに生きる MSM は、この疾患をめぐる権力関係のなかでどのような抵抗が可能かを考察する。そして、今後の HIV/AIDS 研究にとって重要なのは、HIV/AIDS とともに生きる実践知を構築していくことであることを指摘しつつ、HIV に感染していない MSM に、HIV/AIDS とともに生きる実践が共有されてこなかった理由を考察する。

結論では、日本における MSM の主体化と HIV/AIDS の社会問題化について三つの提言—1) 治療可能な慢性疾患としての HIV/AIDS 表象の確立、2) 予防とケアを分断しない、HIV/AIDS と共生する実践の構築、3) 「近代」という問題系のなかで作り上げられてきた HIV/AIDS 研究の方法論そのものの再考—を行う。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、1980 年代以降のエイズの世界的流行のなかで、日本の MSM が、「男性同性愛者」というアイデンティティを構築し、同時に「ゲイ・コミュニティ」に政治的求心性を付与していったプロセスを、批判的に検証するというテーマに本格的に取り組んだ、画期的な研究である。「厚生省 HIV 関連資料」から「同性愛者」によって組織された NGO の会報誌、さらにはゲイ雑誌の記事にいたる膨大な資料を渉猟し、日本のなかで HIV 感染予防を行う「責任の主体」である「男性同性愛者」や「ゲイ・コミュニティ」が形成されていった過程を実証的に解明する一方、論文の後半ではまさにそうした過程のなかで取りこぼされてしまう MSM の「経験」の多様性を、日本の MSM やゲイ・アクティビスト、さらには国内外の NGO で活動する人々、医師、研究者、ゲイ・メディア関係者、ボランティア参加者などに対する丹念な聞き取り調査を通

して、記述し分析している。

ミシェル・フーコーを始めとする哲学、ジュディス・バトラーらの先端的なジェンダー／セクシュアリティ理論、さらには医療人類学の理論を自在に駆使しつつ、独自の問題設定により新たな視座を提起している点で、学際的文化研究の最も高い水準における実践とすることができる。

本論文においてとりわけ高い評価に価するのは、これまでのエイズ言説批判の隠された前提を明らかにし、それを覆した革新性である。従来のエイズ言説批判は、疫学研究の客観性に基づいた「正しい知識」のなかに埋め込まれた同性愛嫌悪を批判するという展開にとどまっていた。本論文はそこからさらに一步踏み込み、疫学研究と「協働」しながら予防を行う「ゲイ・コミュニティ」という理念自体の問題性を、そこから排除されていく「実践コミュニティ」や「実践知」とのかかわりから鋭く指摘している。

理論的思弁のみに甘んじることなく、これまで疫学研究者や医療人類学者が行っていなかった日本のMSMの「実践コミュニティ」に対する聞き取り調査を実践した点も、本論文の価値を高めている。これを通じ「日本のMSMがHIV/AIDSの『正しい知識』をもっているにもかかわらず、その知識がなぜ予防実践に結びつかないのか」という公衆衛生施策につまとった疑問を解明したことは、学術研究のみならず現実の行政政策にも転回をもたらす画期的な意義を持つ。

その研究の重要性ならびに画期的な意義から刊行が待たれる論文であるが、今後に向けて残された課題がないわけではない。学際的研究であることに起因すると思われる、論述スタイルの若干の不整合は、公刊する際に解消することが期待される。しかしそれはもっぱら形式にかかわる課題であり、本論文の革新的な価値そのものを減じるものではない。よって本論文を、課程博士学位論文としてふさわしい内容であると判断する。

よって、著者は博士（学術）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。